

平成 31 年度 事業計画 (案)

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

目標 『人と人とがつながり、支え合える地域づくり』

人口減少や高齢化・少子化、家族・地域社会との関係性の変化等により、社会的孤立などの問題が顕在化し、既存の制度・枠組み等では対応困難な複合的な課題が増加するなど、福祉を取り巻く環境は新たな局面を迎えてます。しかしながら誰もがその人らしく住み慣れた場所で安心して生活を送りたいという希望は多く、そのためには地域での支え合いや繋がりといった地域の力が更に重要となっています。

また、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域をつくり、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

このような状況を踏まえ、小布施町社会福祉協議会は社会福祉法（第109条）に定められた市町村の区域内の地域福祉を推進するという役割を再確認し、民間組織としての自主性と、地域住民や福祉関係者等に支えられた公共性という2つの側面を併せ持った組織として、住民やボランティア、福祉関係者、公的機関等と連携・協働し、公的な制度の枠内の支援だけでなく、住民が参加する支援活動や支え合いの輪を広げることにより「人と人とがつながり、支え合える地域づくり」を目指します。

重点目標および事業の内容

1. 「誰もが役割を発揮できる元気な地域」を目指す

元気な者だけが参加し役割を発揮する地域ではなく、高齢になっても障がい等があっても一人ひとりの個性や存在を認め合い、すべての人に出番と居場所があることが当たり前になることを目指した地域の支え合い体制づくりに生活支援コーディネーターを中心に社協全体で取り組みます。

2. 災害対応方法の明確化と災害時に備えた訓練等の実施

全国各地で地震や風水害が多発しており、小布施町においても今後どのような災害が起こり得るか予測は困難な状況です。小布施町地域防災計画においては、「災害ボランティアに関すること」が社協の処理すべき業務に位置づけられています。災害が起きた際に職員および災害ボランティア等がどのように活動するか、より実効性のある具体的な方法を明確にし、災害時に備えた対策訓練等を実施します。

3. 高齢者および障がい者等の生活支援の推進

(1) 町との連携により、高齢者・障がい者等の生活の支援および在宅で介護をしている方等を支援します。(以下、主な事業)

①生きがい福祉バス運行サービス事業

一般車両での移動が困難な、常時車椅子を使用している要援護高齢者や障がい者等の通院や買い物等を支援する。

②地域の高齢者等の通所拠点の提供

介護ヘルパー等有資格者や地域のボランティアが、町老人福祉センター桃源荘で機能訓練、認知症予防、レクリエーション等のサービスを提供する。

○ミニデイサービス事業

【対象者】要支援の高齢者（町の基本チェックリストに基づく）

【開催日】月・水・金曜日

○いきいきサロン事業

【対象者】自立の高齢者（独居、二人暮らし、昼間一人になる方等）

【開催日】火曜日

③お茶のみサロン事業

公会堂やコミュニティセンターなど地域の資源を拠点に、ボランティア等の担い手主体で実施する住民同士の交流やお茶のみ、レクリエーション等の運営を支援する。平成30年度現在11拠点（中央・中扇・横町・栗ガ丘・大島・山王島・北岡・押羽・六川・矢島・松村）。

④家族介護者交流事業

在宅で重度の要介護高齢者や心身障がい者を一定期間以上介護している介護者同士の交流を深め、心身の疲れを癒しリフレッシュを図る。

⑤お元気コール事業

在宅のひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、地域のボランティアの協力により電話での安否確認と孤独感の解消を図る。

⑥ひとり暮らし高齢者交流会事業

地域の民生児童委員の積極的な協力により、65歳以上のひとり暮らし高齢者同士の交流や孤独感の解消を図り、仲間づくりや生きがいづくりを支援する。

⑦障がい者希望の旅事業

普段遠方に外出する機会が少ない身体・知的・精神に障がいがある方およびその家族の交流と心身のリフレッシュを図り、生きがいづくりを支援する。

(2) 福祉基金の活用により高齢者、障がい者、低所得者、在宅介護者等を支援します。(以下、主な事業)

①入浴サービス事業

65歳以上の在宅の寝たきり高齢者や障がい者等で、自宅での入浴が困難な方を福祉車両で送迎し入浴サービスを提供する。デイサービスセンター

花の里の既存設備の活用による効率化を図り、サービスの低下を最小限に抑える中で経費削減を進める。

②介護保険利用料助成事業

住民税非課税世帯に属する居宅介護サービス利用者の介護保険利用料を助成し、経済的負担を軽減する。

③在宅介護支援金給付事業

要介護度3以上の高齢者および重度心身障がい者を在宅で6ヵ月以上介護している方を支援し在宅での介護を推進する。

④おむつ給付サービス事業

要介護認定者および重度心身障がい者で常時おむつを使用しなければ日常生活を営むことが困難な方におむつを給付し、家庭の経済的負担を軽減することにより可能な限り在宅で生活が送れるよう支援する。

⑤金銭管理・財産保全サービス事業

65歳以上の高齢者および20歳以上の身体障がい者が地域で安心して日常生活を送れるように、契約に基づき日常の金銭管理や重要書類等の預かりを行う。

⑥福祉車両貸出サービス事業

車椅子でなければ移動ができない高齢者や障がい者が、家族同士で外出できるよう車椅子のまま乗車できる福祉車両を貸し出す。

⑦小布施の恋活事業

結婚につながる出会いが少ない小布施町近郊の独身男女に、結婚につながる出会いの場を提供し、結婚を支援する。小布施町での定住や出生にもつなげる。

⑧有償在宅福祉サービス事業「有償くらし安心サポート“福ちゃん”」

地域にある困りごとや福祉ニーズを掘り起こし、登録いただいた提供会員のボランティア活動につなげ、地域で支え合う仕組みを推進する。

⑨ボランティア活動の活性化

地域の支え合いやボランティア活動に関心のある人、在宅介護をしている人などを対象に講座等を開催し、地域や在宅で活動するときに必要な介護等の知識や技術を習得し、また高齢者や障がい者への理解を深め、地域活動の担い手となる人材を育みます。また講座修了後のボランティア活動についても全面的にサポートします。

4. 利用者本位のサービス提供を実現する在宅介護サービス事業の実施

(1) 社会福祉協議会の職員としての自覚と専門職意識を持ち、法人基本理念や事業所方針を実行します。

(2) 要介護者等が住み慣れた自宅で安心して暮らせるように在宅介護サービスを提供するとともに、在宅で介護をしている家族の負担軽減を図ります。

①介護保険法に基づく事業（一部、介護予防・日常生活支援総合事業）

・通所介護（町デイサービスセンター・デイサービスセンター花の里）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・居宅介護支援（ケアプランの作成、サービスの調整）
- ・福祉用具貸与（電動ベッド、車イス等の貸し出し）
- ・ミニデイサービス（桃源荘）

②障害者総合支援法に基づく事業

- ・生活介護（デイサービス）
- ・居宅介護、重度訪問介護（ホームヘルプサービス）

(3) 事業所ごとのアクションプランを定め、稼働率を上げるために数値化した目標を設定し、より具体的な取り組みを実行することにより、他事業所との差別化を図り経営の安定に努めます。